

令和元年度

第1回

屋久島世界遺産地域連絡会議

令和2年2月16日（日）

宝山ホール（鹿児島県文化センター）
2階第3会議室

（鹿児島市山下町5番3号）

会 議 次 第

日時：令和2年2月16日(日)13時00分～
場所：宝山ホール 2階第3会議室
鹿児島市山下町5番3号

1 開 会

2 事務局代表挨拶

九州森林管理局 計画保全部長

3 議 題

- (1) 屋久島世界遺産管理計画の見直しについて
- (2) 屋久島世界遺産地域連絡会議構成組織の見直しについて
- (3) 各行政機関からの報告・提案事項等

4 閉 会

<配付資料一覧>

令和元年度第1回屋久島世界遺産地域連絡会議出席者名簿
座席表

【資料1】屋久島における世界遺産管理について（改善案）

【資料1別添】屋久島世界自然遺産地域の管理体制（段階的なイメージ）

【資料2】屋久島山岳部の利用・管理等について協議・意見交換する既存の枠組みについて

令和元年度 第1回屋久島世界遺産地域連絡会議出席者名簿

所 属	職 名	氏 名
環境省 九州地方環境事務所	所長	岡本 光之
〃 〃 国立公園課	課長	松永 暁道
〃 〃 〃	係員	松坂 珠生
〃 屋久島自然保護官事務所	首席自然保護官	柘植 規江
〃 〃	自然保護官	木滑 黄平
〃 〃	自然保護官補佐	水川 真希
〃 〃	自然保護官補佐	池田 裕二
〃 〃	生態系保全等専門員	平木 雅
鹿児島県 環境林務部 自然保護課	自然保護係長	木浦 哲郎
〃 〃 〃	主事	眞邊 健人
〃 P R・観光戦略部 観光課	観光地整備対策監	喜元 亨
〃 〃 〃	主事	海陸 卓也
〃 教育庁 文化財課	文化財主事兼指定文化財係長	井口 俊二
屋久島町 観光まちづくり課	課長	竹之内 大樹
〃 〃	統括係長（地域振興担当）	木原 幸治
九州森林管理局 計画保全部	部長	井口 真輝
〃 〃 計画課	課長	河邊 喬
〃 〃 〃	自然遺産保全調整官	江藤 幸二
〃 〃 保全課	課長	峰内 浩昭
〃 〃 〃	企画官（自然再生担当）	下田 勝也
〃 〃 〃	野生鳥獣管理指導官	橋口 康朗
〃 屋久島森林管理署	署長	西 純一郎
〃 屋久島森林生態系保全センター	所長	黒木 興太郎

令和元年度 第1回屋久島世界遺産地域連絡会議 座席表

(宝山ホール 2階 第3会議室) 令和2年2月16日(日) 13:00~14:00

屋久島自然保護官事務所 九州地方環境事務所 九州地方環境事務所 九州地方環境事務所 屋久島自然保護官事務所 屋久島自然保護官事務所
 (水川自然保護官補佐) (松坂 国立公園課係員) (松永 国立公園課長) (岡本 所長) (柘植 首席自然保護官) (木滑自然保護官)

屋久島自然保護官事務所 (池田自然保護官補佐)							鹿児島県自然保護課 (木浦 自然保護係長)
屋久島自然保護官事務所 (平木生態系保全等専門員)							鹿児島県自然保護課 (真邊 主事)
屋久島町役場 観光まちづくり課 (木原 総括係長)							鹿児島県 観光課 (喜元 観光地整備対策監)
屋久島町役場 観光まちづくり課 (竹之内 課長)							鹿児島県 観光課 (海陸 主事)
屋久島森林管理署 (西 署長)							鹿児島県教育庁文化財課 (井口文化財主事 兼指定文化財係長)
屋久島森林生態系 保全センター (黒木 所長)							
九州森林管理局 (橋口野生鳥獣管理指導官)	九州森林管理局 (下田 企画官)	九州森林管理局 (峰内 保全課長)	九州森林管理局 (井口 計画保全部長)	九州森林管理局 (河邊 計画課長)	九州森林管理局 (江藤自然遺産保全調整官)		

屋久島における世界遺産管理について（改善案）

1. 管理の枠組み、管理計画見直しのポイント（再掲）

- 日本の遺産管理における全国的な整合性と、屋久島特有の事情とのバランスを踏まえて、地域連絡会議と科学委員会の両方の体制を見直し、各組織（管理機関である行政、地域連絡会議、科学委員会）の役割の明確化を図る。
- 既存の検討の枠組みと遺産管理とを体系的に整理し、限りある人的資源を考慮した管理の効率化を図る。
- 科学委員会については、検討（助言を得る）テーマの明確化を意識し、必要に応じて検討テーマの個別化（WGの設置）を検討する。
- 管理体制の見直しと、遺産管理計画の見直しとの連動性を考慮する。

2. 管理の枠組み、管理計画見直しの方向性（案）

（1）世界遺産地域連絡会議

- 他の遺産地域と同様に、構成メンバーに地元関係者を加え、科学委員会による科学的助言を踏まえて、世界遺産管理に係る状況の共有と施策等の合意形成を図る場とする。また、地域の知や経験を活用するために、地元有識者の参画を予定する。管理機関については、原則として機関の長の出席とする。
- 屋久島においては、歴史の古い①屋久島山岳部保全利用協議会（事務局：屋久島町）や②屋久島町エコツーリズム推進協議会（事務局：屋久島町）が、地元関係者から構成され、地域連絡会議と類似の役割を担っている。議題や構成メンバーの類似性、会議の効率化の観点から、地域連絡会議と屋久島町エコツーリズム推進協議会との合同開催を検討する。

<当面の主な議題>

- 屋久島全体のエコツーリズム推進に関すること（全体構想等）
- 屋久島世界遺産管理計画の見直しに関すること

(2) 管理計画改訂作業部会

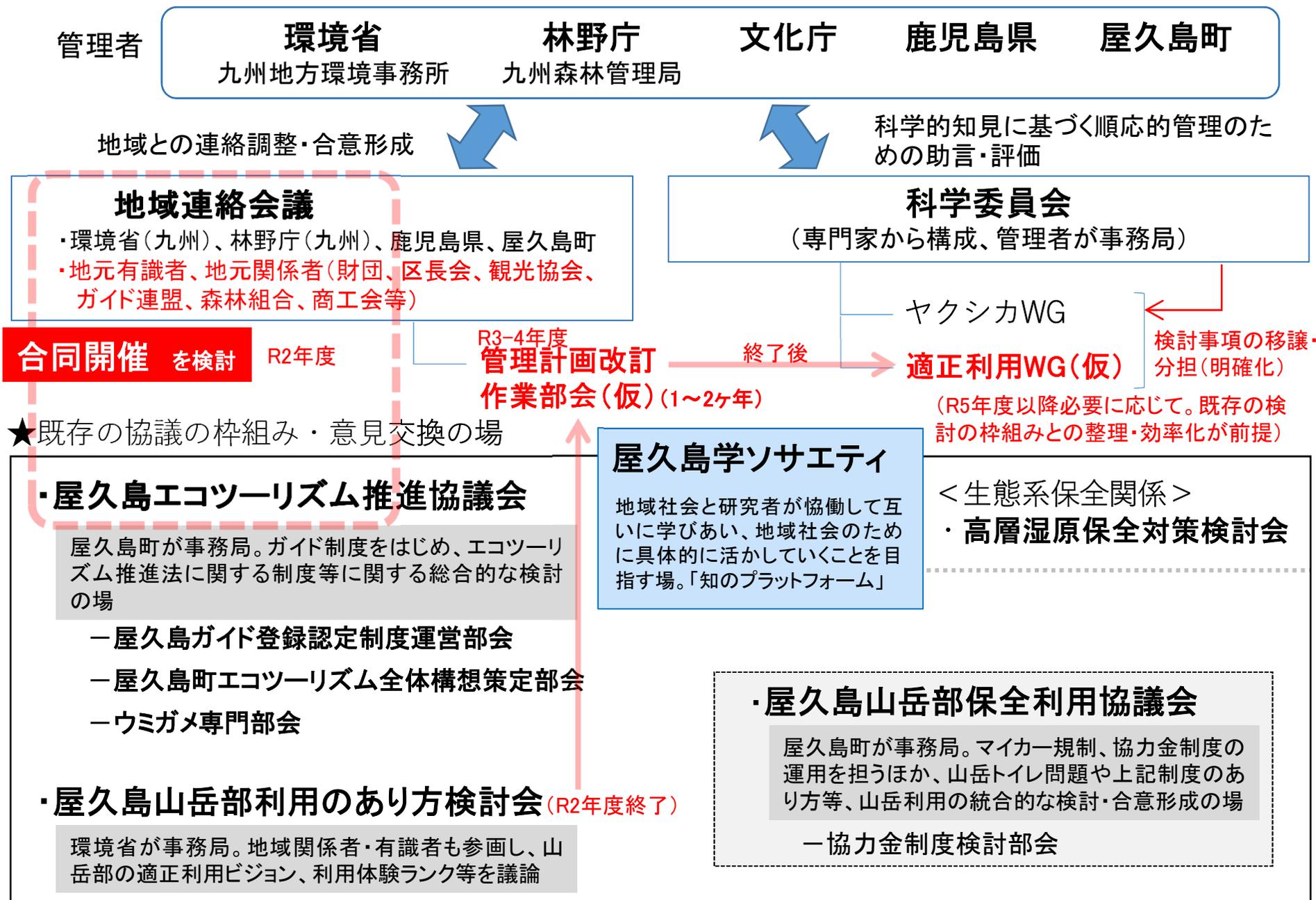
- 管理計画の改定案を集中的に議論する場として、地元関係者や行政機関の実務担当者を構成メンバーとし、令和3年度を目途に2年程度の時限で設置する。
- 有識者として、世界遺産管理全般や観光利用に係る専門家の参画を予定する（山岳部利用のあり方検討会委員を想定）。
- 管理計画のうち、ヤクシカや森林生態系やその他課題等、科学的な観点に関しては、それぞれ科学委員会やWGの助言を得るものとする。

3. 管理の枠組み、管理計画見直しのスケジュール（案）

年度	管理の枠組み	管理計画
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の検討の枠組み等を踏まえた整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関、有識者等へのヒアリング （見直しの視点の抽出）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡会議の改編 （構成メンバーを地元関係者に拡大し、屋久島町エコ ツーリズム推進協議会との合同開催を検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元関係者、有識者等へのヒアリング （地元関係者への遺産管理の状況を共有、管理計画見直 しの視点の抽出）
令和3～4年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理計画改訂作業部会の設置 （山岳部利用のあり方検討会の終了後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改訂案の検討。（科学委員会、WG等に適宜共有し、助 言を得るとともに、地元関係者に対しても共有する）

屋久島世界自然遺産地域の管理体制（段階的なイメージ）

資料1別添



屋久島山岳部の利用・管理等について協議・意見交換する既存の枠組みについて

1 屋久島山岳部保全利用協議会（平成 29 年 1 月 1 日発足）

- (1) 活動内容：屋久島の山岳部の保全と利用に関係する団体で構成し、山岳部の持続可能な利用及び保全対策を検討し、ルールづくりや事業実施のための役割分担などを決定する組織である。また、山岳トイレの維持管理（携帯トイレブースの設置）や荒川登山バス運行、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金等の収受などの実務も行っている。
- (2) 構成団体：15 団体 会長は屋久島町長、運営事務局は屋久島町観光まちづくり課

団体名		役職名	団体名		役職名
環境省	屋久島自然保護官事務所	会計監事	屋久島観光協会		
林野庁	屋久島森林管理署		屋久島町区長連絡協議会		
	屋久島森林生態系保全センター		屋久島町議会		
鹿児島県	自然保護課		鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部		
	観光課		種子島・屋久島交通 株式会社 屋久島支社		
	屋久島事務所	副会長	まつばんだ交通バス株式会社		
屋久島警察署			屋久島町	会長	事務局
公益財団法人屋久島環境文化財団		会計監事			

- (3) 運営費：主に屋久島町からの運営負担金であるが、その主な財源は協力金。
- (4) 会議開催等：・全構成員が出席対象となる会議は総会として開催している。（通常総会の開催月は2月。本来は会計期間が暦年であるため12月が適切）
・実務担当者会は、不定期に開催している。
・専門部会として山岳部環境保全協力金制度検討部会を設置している。
H29 総会1回 実務担当者会1回
H30 総会1回 実務担当者会1回
H31 総会5回 実務担当者会2回 専門部会4回
R2 専門部会1回
- (5) 課題：協議会職員による協力金の横領事件が発生し、地域から協力金収受に対し不信の意見がある。

2 屋久島町エコツーリズム推進協議会（平成 21 年 8 月 3 日発足）

- (1) 活動内容：屋久島町におけるエコツーリズムを推進するために、総会で決定した事務を行っている。本来は法第5条に規定するエコツーリズム推進協議会として、エコツーリズム推進全体構想の作成・変更・実施を行う組織である。屋久島町公認ガイド利用推進条例に定める屋久島公認ガイド制度と連携する認定ガイド及び登録ガイドの審査事務等を行っている。

(2) 構成団体：19 団体 会長は屋久島町長、運営事務局は屋久島町観光まちづくり課

団体名		役職名	団体名	役職名
環境省九州地方環境事務所	屋久島自然保護官事務所		屋久島町商工会	会計監事
林野庁九州森林管理局	屋久島森林管理署		屋久島森林組合	会計監事
	屋久島森林生態系保全センター		種子屋久農業協同組合	
鹿児島県	自然保護課		屋久島漁業協同組合	
	観光課		屋久島町区長連絡協議会	ガイド審査部会長
	熊毛支庁屋久島事務所		屋久島山岳ガイド連盟	
屋久島町議会		屋久島ダイビング事業者組合		
公益財団法人 屋久島環境文化財団		屋久島水域ガイド連盟	全体構想策定部会長	
屋久島観光協会	会長		屋久島町	会長
	ガイド部会	ガイド制度部会長		

(3) 運営費：ガイド登録料

屋久島町及び屋久島環境文化財団からの負担金（各 85 千円）

(4) 会議開催等：・全構成員が出席対象となる会議は総会として開催している。（通常総会の開催月は 4 月～9 月。本来は 3 月がふさわしい）

- ・専門部会として、屋久島ガイド登録認定制度運営部会（H21～）、屋久島ガイド登録認定制度審査部会（H21～）、屋久島ガイド登録認定制度検討部会（H25～）、屋久島学テキスト作成・監修専門部会（H27～）、屋久島学試験問題作成専門部会（H27～）、屋久島町エコツーリズム推進全体構想策定部会（H21～H22、H27～）、ウミガメ保護利用専門部会（R1～）を設置している。

H29 総会 1 回 テキスト 1 回

H30 総会 1 回 試験 3 回、ガイド制度検討 2 回、審査 2 回

H31 総会 1 回 審査 1 回

(5) 課題：屋久島町エコツーリズム推進全体構想の決定が急がれている。

3 屋久島山岳部遭難防止対策協議会（平成 3 年 2 月 13 日発足）

(1) 活動内容：山岳における遭難の未然防止及び遭難が発生した時の組織的な搜索・救助活動を円滑かつ効率的に行う。

(2) 構成団体：14 団体 会長は屋久島町長、事務局は屋久島町総務課

団体名		役職名
屋久島町	町長	会長
	総務課	事務局
	観光まちづくり課	
屋久島警察署	署長	副会長
	地域課	
熊毛地区消防組合	屋久島北分遣所	
	屋久島南分遣所	
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所		
林野庁九州森林管理局	屋久島森林管理署	
	屋久島森林生態系保全センター	
環境省九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所		
屋久島町消防団山岳遭難隊		
屋久島観光協会	会長	幹事
	ガイド部会	
屋久島旅館業組合		
屋久島山岳会		幹事

- (3) 運営費：屋久島町の負担金
- (4) 会議開催等：平成19年～令和元年まで総会開催はない。(R1に意見交換会)
- (5) 課題：協議会総会が近年開催されていない。

4 組織の特徴

町長が会長を担っていることから町施策に反映しやすい。なお、協力金又は屋久島公認ガイドについては、関係者の意見を反映した内容協議の場となり、制度化した実績がある。

※ 屋久島山岳部保全利用協議会規約抜粋
(総会)

第6条 協議会の総会は、会長が招集する。

(略)

3 協議会は、総会に際し、必要に応じて第15条に定める専門部会（以下「専門部会」という。）での検討状況の報告を求めることができる。

4 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 総会は、原則として年一回以上開催するものとする。

6 総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 協議会の3分の1以上の構成員から要請があったとき。

(実務担当者会)

第16条 協議会の協議を円滑に行うため、会長は、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

(専門部会)

第17条 第2条で定める所掌事務の実施を円滑に行うために、会長は、協議会に専門部会を置くことができる。

※ 屋久島町エコツーリズム推進協議会規約
(総会)

第10条 協議会の総会は、会長が招集する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 総会は、原則として年一回以上開催するものとする。

6 総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 協議会の3分の1以上の構成員から要請があったとき。

(専門部会)

第19条 協議会は第5条で定める所掌事務を円滑に行うために、総会の合意を得て専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、構成員及び特別委員で構成し、当該事務に係わりの深い者をオブザーバーとして参加させることができる。

3 専門部会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

※ 屋久島山岳遭難防止対策協議会規約抜粋
(会議)

第12条 会議は総会とし会長がこれを招集する。

2 総会は、会員をもって構成する。

(総会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、特に必要があるときに開催する。